

示された各論点に対する意見

委員 加藤 泰彦

これまで資料で示された各論点について、以下のとおり、書面で意見を申し上げます。

各論点における意見を申しあげるにあたり、原子力損害賠償制度および原子力損害賠償・廃炉機構法に関する基本的な考え方は次のとおりです。

<基本的考え方>

- (1) 政府は、エネルギー基本計画において、原子力を重要なベースロード電源と位置付け、同計画に基づいて策定されたエネルギーミックスでは、2030年において、原子力比率を20～22%とすることとしている。また、このエネルギーミックスに基づき、2030年の温室効果ガス削減目標を国連に登録している。
- (2) 電力の自由化を推進する中でこれを実現するには原子力事業の担い手が必要である。この点について認識を共有し、ここから議論をスタートすべきである。そうした観点から、原子力事業の予見可能性の確保、とりわけ賠償リスクの予見可能性確保は極めて重要な課題である。
- (3) そこで、原子力事業者の責任の範囲については、行政規制も視野に事故抑止に対するモラルハザードが生じないように十分配慮したうえで、他の多くの国と同様、原子力事業者の責任を有限とすべきである。そのうえで、当該有限責任の範囲を超える賠償については、国が負担すべきものとする。
- (4) こうした制度を構築するにあたっての技術的な課題（例えば、資料第6-4の9頁や10頁の論点2に掲げられているもの）について、まず、有限責任を採用する諸外国の制度において参考になるものがあれば、提示していただきたい。
- (5) 原子力災害について、「適切な賠償」を被害者保護の在り方の基本とすべきである。
- (6) 被害者救済手続きについては、行政が適切に関与し、迅速かつ適切な賠償の確保のための仕組みを検討する必要がある。その際、被害が地域社会に大きな影響を与えるという原子力事故の性格に鑑み、復興や地域再生のような他の政策と連携できる工夫も議論の対象とすべきである。

〈2015年12月9日 第5回会合「資料5-2」関係〉

【論点1】原子力損害による被害者への適切な賠償

〈意見〉

原子力は、エネルギー安全保障、経済性、環境適合性のバランスがとれたエネルギーミックスを実現するうえで、不可欠であり、今回の議論で再検討されるべき国の役割や「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」も含めた原子力損害賠償制度は、原子力事業の担い手を適切に確保できるものでなければならない。

大規模災害の場合等には国が相応の負担をすることも視野に、「適切な賠償」を被害者保護の在り方の基本とすることに賛成である。

【論点2】迅速かつ適切で、予見可能性のある賠償

〈意見〉

東電福島原発事故等への対応の経験を踏まえたうえで、賠償を行うに当たって、迅速性、適切性、予見可能性を確保することに賛成である。

その際、賠償における国の負担と相まって、手続においても、行政が果たすべき役割も大きいものとする。行政の関与も視野に、迅速かつ適切な賠償の確保のための仕組みを検討する必要がある。その際、被害が地域社会に大きな影響を与えるという原子力事故の性格に鑑み復興や地域再生のような他の政策と連携できる工夫も議論の対象とすべきである。

【論点3】国民負担の最小化

〈意見〉

「原子力事業者が最大限の責任を負うべきであると考え、税による国民負担の最小化は引き続き追求されるべき」との記述があるが、引き続き原子力を活用するとの政策を採る以上、原子力事業の担い手が確保されることが重要である。原子力災害時の損害賠償における国民負担を検討するにあたっては、原子力事業者の賠償リスクの予見可能性を十分に配慮し、事業者の責任を限定すべきである。なお、原子力の活用は、低廉な電力料金の提供を通じ平時の国民負担最小化に貢献してきていると考える。

【論点4】事業者にとっての予見可能性の確保

〈意見〉

原子力事業者にとって、事業の予見可能性は重要である。しかし、現在の原子力損害賠償法および「原子力損害賠償・廃炉等支援機構法」では、十分な予見可能性は確保されているとは言えない。

したがって、事故抑止に対するモラルハザードが生じないように十分配慮したうえで、諸外国で導入されているような有限責任を導入すべきである。

【論点5】「原子力事業の健全な発達」との目的規定の扱い

〈意見〉

原子力を重要なベースロード電源と位置づけている以上、その担い手の確保は重要である。そのためには、目的規定における「原子力事業の健全な発達」を維持する必要がある。なお、この文言は、「原子力依存度低減」を目指す場合には、一層重要であると考ええる。

【論点6】国の役割

〈意見〉

原子力事業にかかる安全規制や災害対策の在り方に関しては、国家賠償法上の責任を負っており、安全確保に関しても、国が定めた基準を踏まえ、民間事業者が必要な措置を講じてきた。加えて、原子力事業は国策として進められてきたものである。以上を踏まえれば、一定の場合には、国は、賠償に関する責任も当然、負うべきである。原子力事故の経験を踏まえれば、とくに、原子力事業における賠償リスクの予見可能性の確保、原子力賠償における手続において、国の役割は極めて大きいと考える。

〈2016年1月20日 第6回会合「資料6-4」関係〉

【論点1】原子力事業者の無限責任

〈意見〉

原子力事業者の責任の範囲については、行政規制も視野に事故抑止に対するモラルハザードが生じないように十分配慮したうえで、他の多くの国と同様、原子力事業者の責任を有限とすべきである。そのうえで、当該有限責任の範囲を超える賠償については、国が負担すべきものとする。これにより、原子力事業の担い手確保と被害者に対する適切な賠償を両立すべきである。

また、損害賠償措置および原賠法第16条の政府の援助等の在り方については、原子力事業者の責任の範囲・賠償リスクの予見可能性と密接に関連するからこそ、「別途」ではなく、併せて議論されるべきである。

【論点2】原子力事業者の有限責任の導入

〈意見〉

有限責任を導入することについて、民事責任の原則である無限責任に対する例外を設けることから、その意義・理由を整理する必要があることに賛成する。

その意義・理由は、原子力事業の担い手確保である。

責任限度額を超えた後の賠償を行う仕組み(体制、手続、財源等)の整備を併せて検討することに賛成する。また、原子力事故のリスクに対応した責任限度額の定め方、故意等による事故の場合の扱い、被害者間の公平性等の担保、モラルハザードの惹起、国民理解等の様々な法的課題等について整理することに賛成である。

これらを検討・整理するにあたり、諸外国の取組みにおいて、参考となる事例があれば提示していただきたい。

【論点3】損害賠償措置

〈意見〉

事故時の対応について、原子力事業者にとっての予見可能性を確保する観点から、賠償措置額の在り方について検討することに賛成する。その際、電気料金への影響を十分に踏まえる必要がある。

【論点4】損害賠償に関する国の措置

〈意見〉

原賠法第16条に定める賠償すべき損害額が賠償措置額を超えた場合の国の措置については、原子力事業者の責任の範囲等と併せ、全体として、原子力事業者および立地地域等の住民の予見可能性確保に資することから、併せて検討すべきであり、「別途検討」すべきではない。

【論点5】原賠・廃炉機構制度

〈意見〉

現在の原賠・廃炉機構制度では、事故を起こしていない原子力事業者が納付する一般負担金について、金額の予見可能性が確保されていない。結果として、原子力事業の担い手を確保できない懸念がある。

行政規制も視野に事故抑止に対するモラルハザードが生じないように十分配慮したうえで、他の多くの国と同様、原子力事業者の責任を有限とすべきである。そのうえで、当該有限責任の範囲を超える賠償については、国が負担すべきである。

以 上